

2018年3月24日

米イージス艦フィッツジェラルドの事故の静岡地検の不起訴処分に対するコメント

原子力空母母港化の是非を問う住民投票を成功させる会
共同代表 弁護士 呉 東 正 彦

3月15日付で、昨年6月に下田沖で発生した米海軍イージス艦フィッツジェラルドとフィリピン船ACXクリスタルとの衝突事故につき、下田海上保安部が、静岡地方検察庁に双方の航海の責任者を、業務上過失往来危険、業務上過失致死傷の疑いで送致した件について、静岡地方検察庁は3月23日、両船の当直士官を不起訴処分とした。

本件は日本の領海内で発生した事故であり、7名が死亡するという重大な結果を招き、米海軍側の当直航海責任者の重大な過失によって発生したことが明らかとなっている。

本件の捜査については、日米地位協定18条3項(a)で米国が1次裁判権をもっているものの、日本国も裁判権を持っており、日米安保刑事特別法14条によって、捜査することができる。そして同項(c)は、『第1次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があったときは、その要請に好意的配慮を払わなければならない。』と規定している。

にも関わらず、これまでに海上保安部は、イージス艦の船体の検証も、乗組員の事情聴取も行わなかったし、米軍側に裁判権の行使を求めたかすらも明らかになっていない。

そして、過去に米軍の公務上の事故であっても、米国が刑事訴追をせず、日本側が裁判権を行使した事例も存する。

これだけ重大な事故が領海内で発生したのに、日本国が裁判権を行使できないと、事故発生原因がうやむやになってしまい、イージス艦とコンテナ船の責任の分配が明らかにならないことで、日本国の利益、主権が損なわれ、同様の日本人を巻き込んだ重大な事故が今後横須賀等の米軍基地周辺で発生するおそれを考えると到底容認できるものではない。

従って私達は、今回の静岡地方検察庁が裁判権の行使を米国に求めずに、不起訴処分としたことに強く抗議するとともに、1次裁判権を米国に認めている不当な日米地位協定の速やかな改正を、強く求めるものである。